

福県医発第1352号（地）
令和2年8月7日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

厚生労働省・経済産業省「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその
疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」について

今般、別添のとおり、厚生労働省及び経済産業省において、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」が策定され、厚生労働省健康局結核感染症課ならびに厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課の連名で、各都道府県等衛生主管部（局）に対し、事務連絡が発出され、本会に対しても日本医師会を通じて情報提供がありました。

本件は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更））において、「政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う」とされたことなどを踏まえ、掲記の2省において日本医師会の協力のもと作成されたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本ガイドラインにつきましては、以下の厚生労働省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

【厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルスに関する Q&A(関連業種の方向け))】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html

(法安 50) (健 II 232)

令和 2 年 7 月 31 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会 常任理事
渡 辺 弘 司
釜 范 敏
(公 印 省 略)

厚生労働省・経済産業省「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」について（情報提供）

今般、別添のとおり、厚生労働省及び経済産業省において、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」が策定され、厚生労働省健康局結核感染症課ならびに厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課の連名で、各都道府県等衛生主管部（局）に対し、周知について事務連絡が出された旨、本会にも情報提供がありましたので、ご参考までにお知らせいたします。

本件は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 4 日変更））において、「政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う」とされたことなどを踏まえ、掲記の 2 省において、作成されたものであり、作成には本会も協力しております。

つきましては、貴会におかれまして本件についてご了解いただくとともに、貴会管下関係機関等への情報提供につきましても、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインにつきましては、以下の厚生労働省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

【厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け））】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19_qa_kanrenkigyoku.html

事務連絡
令和2年7月29日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の周知について

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更））において、「政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う」とされたことなどを踏まえ、当省及び経済産業省において、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」を作成しましたので、内容について御了知の上、貴管内の関係機関に対して周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、葬儀業の関係団体に対しては、経済産業省から別途周知することとしておりますので、申し添えます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方
及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等
に関するガイドライン

令和 2 年 7 月 29 日（第 1 版）



目 次

はじめに

第 1 章 遺体の感染性に関する基本的な考え方

- 遺体からの感染リスクについて
- 納体袋について
- 人からの感染リスクについて
- 遺族等の方が濃厚接触者である場合の対応について
- 遺体への接触について

第 2 章 個別の場面ごとの感染管理上の留意点

- ①遺体に対する直接的なケアのある場面
- ②遺体に対する直接的なケアのない場面

- 2-1. 臨終後の対応（死亡確認後の遺族等の方への対応）
- 2-2. エンゼルケア（死後処置）
- 2-3. 非透過性納体袋への収容・消毒
- 2-4. 納棺
- 2-5. 遺体搬送
- 2-6. 通夜、葬儀
- 2-7. 火葬
- 2-8. 拾骨

第 3 章 例外的な取扱い

- 3-1. 非透過性納体袋の開封について
- 3-2. 非透過性納体袋が利用できない場合の対応
- 3-3. 体液等の飛散等が起こり得る特殊な場合においては、どのように感染対策をするべきか

● 質疑応答集（Q&A）

- 問 1 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体は、24 時間以内に火葬しなければならないのですか。
- 問 2 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺品の取扱いはどのようにすればよいですか。
- 問 3 消毒や感染性廃棄物の取扱いはどのようにすればよいですか。
- 問 4 新型コロナウイルスの感染対策が求められている状況で、葬儀、火葬等を執り行う際に注意すべき点は何でしょうか。
- 問 5 新型コロナウイルス感染症により亡くなった方を土葬することはできますか。
- 問 6 遺体からの感染リスクが低いという根拠は何ですか。
- 問 7 遺体を動かしたときに、咳やくしゃみのように、肺の拡張・収縮により飛沫が発生しますか。また、飛沫感染の原因となり得ますか。
- 問 8 死後に細胞が死ぬことを考えると、死後にウイルス増殖が著しく減少することは明らかなことと思われませんが、遺体が接触感染以外に感染能力がないこと、もしくは死後感染力が著しく減少することの、科学的根拠はありますか。
- 問 9 死亡前又は後の PCR 検査結果が陰性だった遺体の取扱いはどのようにすればよいですか。

● 別添 1「情報共有シート（関係者記入用）」

● 別添 2「情報共有シート（遺族等記入用）」

● 作成協力者

はじめに

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺族等は、大切な人を失った辛さに加えて、その最期の場面を通常のかたちで迎えることができないという悲しみを抱くケースがあります。他方、医療従事者の方、遺体等を取り扱う事業者の方、火葬場従事者の方等の関係者の方は、献身的に業務に従事されながらも、感染対策等について多くの不安を抱えています。人間の最期の場面に尊厳を持って携わりながら、関係者の方の安全・安心に対して最大限に配慮し、これらの両立を図ることは、極めて重要な課題です。

こうした考え方をもとに、遺族等のご意思をできる限り尊重しつつ、適切な感染対策を講ずることができるよう、関係団体、専門家等の協力を得て、科学的根拠に基づき本ガイドラインを作成いたしました。このガイドラインを活用いただき、遺族等のお気持ちに応えると同時に関係者の方の安全・安心にも配慮し、その社会的に重要な業務を継続的に実施していただくようお願いいたします。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺族等をはじめ、医療従事者の方、遺体等を取り扱う事業者の方、火葬場従事者の方等の関係者が臨終後の対応、今後の社会状況の変化や遺族等の意向を踏まえた葬儀、火葬等を執り行うに際して参照することを主に想定しています。現時点で考えられている遺体からの感染リスクと対策の目安をまとめているので、状況に応じた感染対策の実現のための参考としてください。なお、新型コロナウイルス感染症に関する知見は、日々蓄積されています。これに伴い、今後、本ガイドラインの内容も更新する可能性があることをご承知おきください。

第 1 章 遺体の感染性に関する基本的な考え方

● 遺体からの感染リスクについて

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染しますが、遺体においては、呼吸や咳嗽（咳のこと）による飛沫感染のおそれはありませんので、接触感染に注意することとなります。

WHO のガイダンスによれば、現時点（2020 年 3 月 24 日版）では、遺体の曝露から感染するという根拠はないとされており、感染リスクは低いと考えられますので、接触感染に対しては、手指衛生を徹底し、本ガイドラインを踏まえた取扱いを行うことで、十分に感染のコントロールが可能です。

（参考）厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）
新型コロナウイルスについて
問 2 「新型コロナウイルス感染症にはどのように感染しますか。」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

飛沫感染とは： 感染者の飛沫（咳、くしゃみ、つば等）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻等から吸い込んで感染します。

接触感染とは： 感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻等を触ると粘膜から感染します。

● 納体袋について

遺体は、感染管理の観点から非透過性納体袋に収容することを推奨します。非透過性とは、液体が浸透しないという意味であり、色については透明でも感染対策上の支障はありません。

遺体が非透過性納体袋に適切に収容され、かつ適切に管理されていれば、遺体からの感染リスクは極めて低くなります。遺体を収容・密閉したら、非透過性納体袋の外側を消毒します。この消毒は、遺体を収容する際に、非透過性納体袋の外側に付着することが予想される体液等に対して行うものです。

また、遺族等の方の心情や遺体識別の観点からは、少なくともお顔の部分が透明な非透過性納体袋の使用を推奨します。そのような非透過性納体袋が手に入らない場合の対処方法については後述します。

なお、遺体を収容した非透過性納体袋については、ゆすったり、ぶついたりすることによる破損、ドライアイスによる破損等が生じ、体液等が漏出するリスクも考えられますので、適切に管理することが必要です。

● 人からの感染リスクについて

遺族等の方に対応される際は、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に鑑み、三密を避け、お互いにマスクをして人との距離（可能な限り 2m）を意識し、部屋の換気をよくする等、一般的な感染対策を行うことが求められます。

● 遺族等の方が濃厚接触者である場合の対応について

濃厚接触者の方は発症のリスクがあることを踏まえて、特に症状のある場合については、対面での打合せや葬儀、火葬への参列をご遠慮いただき、オンライン等の手段を活用した参加等をお願いしてください。

無症状の濃厚接触者についても、オンラインの活用等、対面を避ける取り組みが推奨されますが、その方の PCR 検査の状況を踏まえつつ、感染対策を徹底することが可能であれば対面での対応も検討することができます。

葬儀、火葬へ参列される場合、体調の悪い方は参列をご遠慮いただくこと、必要に応じて体温を測定させていただくこと、手指衛生を徹底していただくこと、マスクをして人との距離（可能な限り 2m）を意識し、部屋の換気をよくする等、対策を徹底したうえで対応することを検討してください。

※濃厚接触者の定義は以下をご参照ください。

国立感染症研究所：新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

● 遺体への接触について

遺体からの接触感染を避けるため、遺体に触れることは控えてください。特に重症化のリスクのある方〔高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、COPD 等の呼吸器疾患）のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方等〕については、十分な注意が必要です。

第2章 個別の場面ごとの感染管理上の留意点

本章では、臨終後の対応から拾骨までの間に想定される場面ごとに、関係者における感染管理上の留意点をまとめています。「◆対応のポイント」では、関係者に共通する基本的な留意点や対応策を記載し、「◆〇〇の方へ」では、関係者ごとに、より具体的な対応策を記載しています。

個別の場面における主な関係者

	遺族等 の方	医療従事者 の方	遺体等を取 り扱う 事業者の方	火葬場従事者 の方
2-1. 臨終後の対応 (死亡確認後の遺族 等の方への対応)	●	●		
2-2. エンゼルケア (死後処置)		●		
2-3. 非透過性納体袋 への収容・消毒		●		
2-4. 納棺		●	●	
2-5. 遺体搬送	●		●	
2-6. 通夜、葬儀	●		●	
2-7. 火葬	●		●	●
2-8. 拾骨	●			●

- 各関係者が適切な感染対策を講ずるためには、遺体等の取扱いや遺族等の方に関する情報が必要となりますので、別添の「情報共有シート」を活用する等して、適切な情報の伝達に心がけてください。
- 個人防護具については、感染リスクに応じ、以下のとおり着用することを推奨します。

① 遺体に対する直接的なケアのある場面

直接的なケアを行う方は、個人防護具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕の着用をお願いします。また、手袋等を外した後は手指衛生を徹底してください。

着用



脱衣



- ※1. 図ではアイシールド付きマスク（シールドマスク）を使用していますが、マスクとゴーグル又はフェイスシールドの組み合わせも同様です。
- ※2. キャップの使用は必須ではありません。
- ※3. 死後は咳嗽が起こらないため、死後の抜管においてはエアロゾルを考慮した N95 マスクの着用は必ずしも必要ではありません。

日本環境感染学会：医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第3版より
http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=355

（参考）厚生労働省：サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド、
 の例外的取扱いについて（令和2年4月14日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622132.pdf>

個人防護具は、処理等が終わったら速やかに脱ぐことで、周囲環境を広く汚染することを防ぎ、使用後の個人防護具を適切に廃棄することも、感染リスクを軽減させます。使用後の個人防護具はビニール袋などにまとめて入れ、口を縛ってから、蓋つきのごみ箱に入れるようにします。

② 遺体に対する直接的なケアのない場面

特別な感染対策は不要です。

接触感染を防ぐためには、ウイルスが付着した手で目、鼻、口の粘膜と接触するのを防ぐことが重要です。接触感染リスクのある状況では、不用意に物や人、自分自身を触らないことが重要です。



日本環境感染学会：医療機関における
新型コロナウイルス感染症への
対応ガイド 第3版より

2-1. 臨終後の対応（死亡確認後の遺族等の方への対応）

◆対応のポイント

- 遺族等の方は悲しみと不安を抱えておられますので、お気持ちに寄り添いながら対応を行ってください。病室でひと時のお別れの時間を設けることも考えられます。
- 遺体からの感染リスクへの対応：
直接的なケアを行う方は、個人防護具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕の着用をお願いします。また、手袋等を外した後は手指衛生を徹底してください。
- 人からの感染リスクへの対応：
臨終後に立ち会うことになった濃厚接触者の方に対しては、三密を避け、お互いにマスクを着用し、人との距離（可能な限り 2m）を意識する等、感染対策を徹底してください。

◆遺族等の方へ

- ・適切に感染対策を行い、安全に臨終後の対応が行えるように、医療従事者の指示に従ってください。

◆医療従事者の方へ

- ・遺族等の方に対して、次の説明をします。
 - ✓ 遺体からの感染を避けるためには、接触感染に注意する必要があること
 - ✓ 接触感染に対しては、手指衛生の徹底等、一般的な感染対策を行うことで十分に感染のコントロールが可能であること
 - ✓ 思わぬリスクを避けるため、遺体等を取り扱う事業者の指示に従うこと
 - ✓ 24 時間以内の火葬が可能であるが義務ではないこと
- ・遺体等を取り扱う事業者の方に対して、新型コロナウイルス感染症の方又は新型コロナウイルス感染症が疑われる方の遺体である旨を説明します。仮に、遺体搬送後に当該患者が新型コロナウイルス感染症患者であると確定した場合には、速やかに遺族等の方及び遺体等を取り扱う事業者の方に伝達をお願いします。また、新型コロナウイルス感染症が疑われていた患者の遺体搬送後に、新型コロナウイルス感染症ではないと確定した場合にも、速やかに伝達をお願いします。

※「新型コロナウイルス感染症が疑われる」とは、明らかな臨床的所見に基づき、PCR 検査を実施中である方等をさします。新型コロナウイルス感染症の可能性については、混乱を避けるため、一定の根拠に基づき、遺体等を取り扱う事業者の方へ伝達するとともに、死亡診断書にも記載をお願いします。

(参考) 国立感染症研究所：新型コロナウイルス感染症に対する感染管理 環境整備
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>

2-2. エンゼルケア（死後処置）

◆対応のポイント

- 現時点において、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の整容を行う事業者はほとんどいません。医療従事者の方には、非透過性納体袋に収容するまでが遺体の整容を行える最後の機会であることを考慮し、最期の場面にふさわしい容貌となるように、可能な範囲で配慮をお願いします。
- 遺体からの感染リスクへの対応：
ケア中に漏出・飛散し得る体液等との接触リスクが想定されますので、ケアを担当される方は個人防護具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕の着用をお願いします。

◆医療従事者の方へ

- ・エンゼルメイクを行う場合は、体液等との接触リスクが低減した状況を整えたうえで、手袋をしてメイクを行います。また、メイクに当たっては、1人に1セットを使い切るエンゼルケアセット等を使用しメイクをすることが望まれます。手袋を外した後は手指衛生を徹底してください。

(参考) 厚生労働省：サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド、の例外的取扱いについて（令和2年4月14日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622132.pdf>

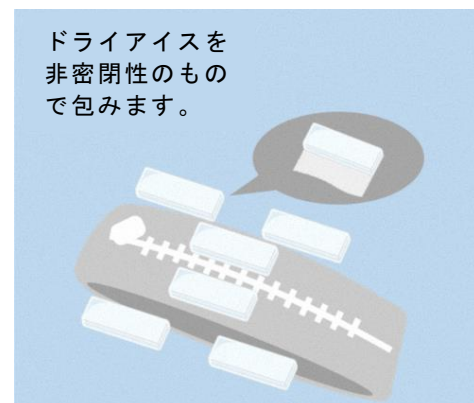
2-3. 非透過性納体袋への収容・消毒

◆対応のポイント

- 遺体からの感染リスクへの対応：
 - ・遺体が非透過性納体袋に適切に収容され、かつ適切に管理されることにより、遺体からの感染リスクが極めて低くなります（以降の取扱いについては、非透過性納体袋に収容されていることを前提としています）。
 - ・遺体においては、呼吸や咳嗽による飛沫感染のおそれはありませんが、収容時の接触感染が想定されますので、非透過性納体袋へ遺体の収容をされる方は、个人防护具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕の着用をお願いします。
 - ・遺体を非透過性納体袋に収容・密閉したら、外側を消毒します。この消毒は、遺体を収容する際に、非透過性納体袋の外側に付着することが予想される体液等に対して行うものです。
- 遺族等の方の心情や遺体識別の観点からは、少なくともお顔の部分が透明な非透過性納体袋の使用を推奨します。

◆医療従事者の方へ

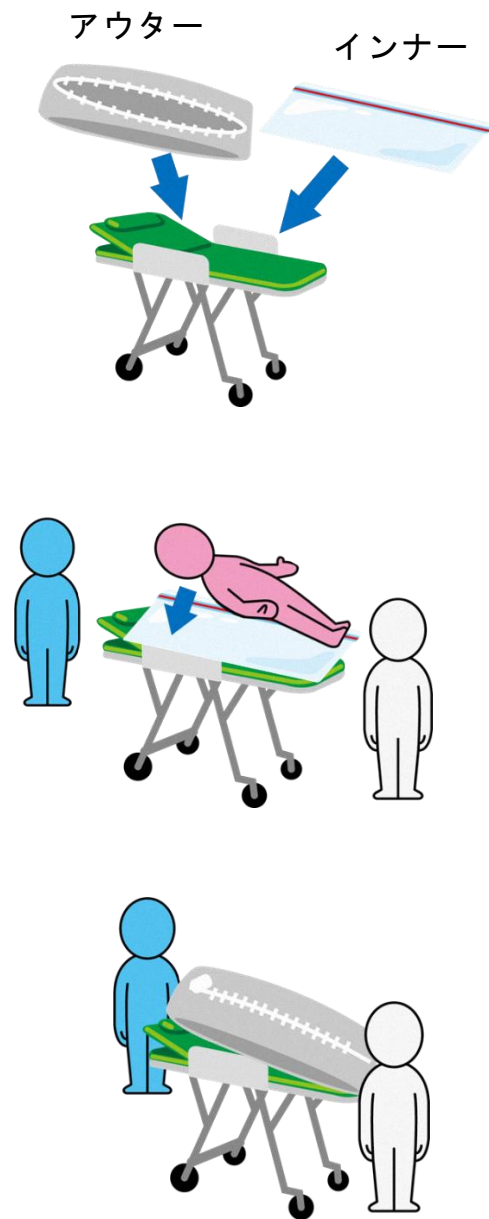
- ・遺体を冷却する必要がある場合、気密性が高い非透過性納体袋にドライアイスを入れると破裂のおそれがあるので、ドライアイスを入れないでください。また、ドライアイスが直接触れると、生地が劣化し破損するおそれがあるので、ドライアイスが非透過性納体袋に直接触れないよう注意してください。



- ・作業後は石けんと流水による手洗いを行う等、手指衛生を徹底します。
- ・使用したストレッチャーについては、病室内での飛沫の付着が想定される場合や、体液等の漏出が明らかな場合には清拭消毒を行います。生前に使用していた病室等についても十分に換気をし、接触のあったと思われる箇所については清拭消毒を行います。

ドライアイスは、非透過性納体袋の外側に直接触れないように使用します。

(収容の手順の例)

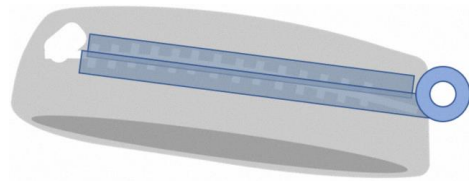


- 1) 非透過性納体袋のアウターをストレッチャーに被せます。
- 2) 非透過性納体袋のインナーを開いてアウターの上に置きます。
- 3) ストレッチャーの高さを調整します。
- 4) 遺体をインナーに収容します。
- 5) インナーのチャックをしっかりと閉じます。
- 6) インナーの外側を清拭消毒します。
- 7) アウターのチャックをしっかりと閉じます。
- 8) アウターの外側を清拭消毒します。
- 9) 非透過性納体袋以外にも、体液等が付着した可能性のある箇所は清拭消毒します。
- 10) 作業後は石けんと流水による手洗いを行う等、手指衛生を徹底します。

札幌市保健所：納体袋の使用手順 を参考に作成

（止水テープの活用）

- ・チャックの周囲等の素材が布である場合、そこから体液等が染み出るリスクはゼロではありません。このような納体袋を使用する場合は、布の上を止水テープで覆うように貼って対処します。

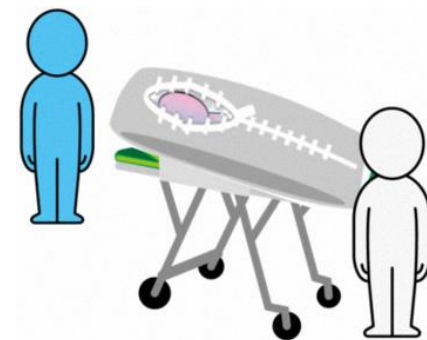
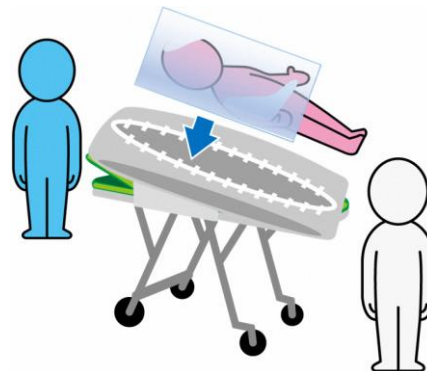


布製の部分を止水テープで覆います。

（お顔が見えない構造の場合の工夫）

- ・お顔の部分が透明ではない構造の非透過性納体袋でも、遺族等の方の同意を得て次のような工夫を施せば、お顔を見ていただくことができます。

- 1) 透明なビニール袋を上半身に被せます。
〔インナーが透明な場合は不要〕
- 2) 非透過性納体袋に収容して、足からチャックを閉めていきます。
- 3) お顔のところでチャックをとめます。
- 4) 透明なビニール袋と非透過性納体袋に隙間ができないよう、止水テープで密閉します。



2-4. 納棺

◆対応のポイント

○ 遺体からの感染リスクへの対応：

- ・ 非透過性納体袋に収容・密閉され、破損等も生じていなければ、遺体への特別な感染対策は不要ですが、非透過性納体袋を適切に管理することが必要です。
- ・ 遺体搬送前に納棺することで、搬送による非透過性納体袋の破損リスクが低減されます。
- ・ 納棺時又は納棺後に、棺の表面に遺体や体液等が触れた場合には、棺の消毒を行います。

◆医療従事者の方・遺体等を取り扱う事業者の方へ

- ・ 医療従事者の方と遺体等を取り扱う事業者の方は、次のことを確認し合うことが望まれます。
 - ✓ 非透過性納体袋に収容・密閉され、破損等も生じていなければ、遺体への特別な感染対策は不要となること
 - ✓ 通夜、葬儀を執り行うかどうかは、非透過性納体袋の適切な管理を含め、感染対策の徹底が可能かどうかを踏まえて検討する必要があること
 - ✓ 24 時間以内の火葬が可能であるが義務ではないこと
 - ✓ 遺族等の方が濃厚接触者である場合は、できる限り対面を避け、オンライン等の活用を検討すること
 - ✓ 納棺に濃厚接触者が関わることになった場合、三密を避け、お互いにマスクを着用し、人との距離（可能な限り 2m）をとることを徹底すること
- ・ 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方又はその疑いがある方の遺体の納棺に際しては、感染防御について十分な説明と確認を心がけてください。

2-5. 遺体搬送

◆対応のポイント

- 遺体からの感染リスクへの対応：
非透過性納体袋に収容・密閉され、破損等も生じていなければ、遺体への特別な感染対策は不要ですが、非透過性納体袋を適切に管理することが必要です。
- 人からの感染リスクへの対応：
 - ・ 打合せ時等に手指衛生の徹底や、マスクの着用等の感染対策を行うことが求められます。
 - ・ 遺体搬送に関わることになった濃厚接触者の方に対しては、三密を避け、お互いにマスクを着用し、人との距離（可能な限り 2m）を意識する等、感染対策を徹底してください。
- 遺族等の方とはできる限り、対面以外の方法（オンライン、電子メール、電話、FAX 等）を併用した打合せを実施するように工夫をします。

◆遺族等の方へ

- ・ 適切に感染対策を行い、安全に遺体を搬送できるように、遺体等を取り扱う事業者の指示に従ってください。

◆遺体等を取り扱う事業者の方へ

- ・ 遺族等の方に対して、通夜、葬儀を執り行う場合や火葬に当たり、次の説明をします。
 - ✓ 必要に応じ体温を測定し、体調不良の方は会葬を控えること
 - ✓ マスクを着用し、人との距離（可能な限り 2m）を意識すること等の一般的な感染対策が求められること
 - ✓ 会場のスペースによっては、人数に制限を設けること
 - ✓ 非透過性納体袋を開封しないこと
 - ✓ 施設内では、係員の指示に従うこと
- ・ 火葬の予約を入れる際には、次の点も火葬場従事者の方に伝えます。
 - ✓ 新型コロナウイルス感染症の方又は新型コロナウイルス感染症が疑われる方の遺体であること
 - ✓ 非透過性納体袋に収容・密閉された状態であること
(万一、非透過性納体袋に収容・密閉されていない場合には、必ずその旨を告げるとともに遺体の状況等を伝えること)

2-6. 通夜、葬儀

◆対応のポイント

- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の通夜、葬儀については、現下の社会状況から、執り行われる機会が少なくなっていますが、今後の社会状況の変化や遺族等の方の意向を踏まえ、執り行うことが可能かどうか検討してください。
- 濃厚接触者でない遺族等の方・遺体等を取り扱う事業者等と濃厚接触者、そして濃厚接触者同士が可能な限り接触しないで亡くなられた方のお顔を見る場を、可能であれば設定できるように検討してください（遺族等の方が濃厚接触者である場合については、第1章の「● 遺族等の方が濃厚接触者である場合の対応について」を参照してください）。
- 必要に応じて代表参列やオンラインを活用する等のできるだけ対面を避ける取り組みも推奨されます。
- 通夜、葬儀を執り行うことが困難な場合は、火葬後に後日、改めて骨葬を執り行うこと等も考えられます。
- 遺体からの感染リスクへの対応：
 - ・ 非透過性納体袋に収容・密閉されていれば、遺体への特別な感染対策は不要ですが、非透過性納体袋を適切に管理することが必要です。
 - ・ 遺体からの接触感染を避けるため、非透過性納体袋を開封しないでください。
- 人からの感染リスクへの対応：
遺族等の方、宗教者、会葬者、遺体等を取り扱う事業者が葬儀会館等に会する際、葬儀業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に沿った感染対策を行うことが求められます。

◆遺族等の方へ

- ・ 適切に感染対策を行い、安全に通夜、葬儀が執り行えるように、遺体等を取り扱う事業者の指示に従ってください。

◆遺体等を取り扱う事業者の方へ

- ・ 通夜、葬儀を執り行う場合には、遺族等の方に次の説明をします。
 - ✓ 必要に応じ体温を測定し、体調不良の方は会葬を控えること
 - ✓ マスクを着用し、人との距離（可能な限り 2m）を意識すること等の一般的

な感染対策が求められること

- ✓ 会場のスペースによっては、人数に制限を設けること
- ✓ 非透過性納体袋を開封しないこと
- ✓ 施設内では、係員の指示に従うこと

- ・ 感染拡大防止の観点から、葬儀会館内等を使用している他の会葬者と動線が重ならないようにすることや、通夜、葬儀を執り行う時間の工夫が推奨されます。

(参考) 全日本葬祭業協同組合連合会、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会：
葬儀業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」
<https://www.zensoren.or.jp/> /
<https://www.zengokyo.or.jp/news/1988/>

2-7. 火葬

◆対応のポイント

- 濃厚接触者でない遺族等の方・火葬従事者等と濃厚接触者、そして濃厚接触者同士が可能な限り接触しないで亡くなられた方のお顔を見る場を、可能であれば設定できるように検討してください（遺族等の方が濃厚接触者である場合については、第1章の「● 遺族等の方が濃厚接触者である場合の対応について」を参照してください）。
- 必要に応じて代表参列やオンラインを活用する等のできるだけ対面を避ける取り組みも推奨されます。
- 遺体からの感染リスクへの対応：
 - ・ 非透過性納体袋に収容・密閉されていれば、遺体への特別な感染対策は不要ですが、非透過性納体袋を適切に管理することが必要です。
 - ・ 遺体からの接触感染を避けるため、非透過性納体袋を開封しないでください。
- 人からの感染リスクへの対応：

遺族等の方、宗教者、会葬者、遺体等を取り扱う事業者が火葬場等に会する際、できる限り少人数とし、三密を避け、お互いにマスクを着用し、人との距離（可能な限り2m）を意識する等の一般的な感染対策を行うことが求められます。
- 作業中に体液等の飛散が想定される場合や非透過性納体袋に破損等が生じている場合には、個人防護具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕の着用をお願いします。

◆遺族等の方へ

- ・適切に感染対策を行い、安全に火葬が執り行えるように、火葬場従事者の指示に従ってください。

◆遺体等を取り扱う事業者の方へ

- ・火葬場従事者とも連携し、一般的な感染対策を行います。

◆火葬場従事者の方へ

- ・火葬に当たり、遺族等の方に次の説明をします。
 - ✓ 必要に応じ体温を測定し、体調不良の方は会葬を控えること
 - ✓ マスクを着用し、人との距離（可能な限り 2m）を意識すること等の一般的な感染対策が求められること
 - ✓ 会場のスペースによっては、人数に制限を設けること
 - ✓ 非透過性納体袋を開封しないこと
 - ✓ 施設内では、係員の指示に従うこと
- ・感染拡大防止の観点から、火葬場等を使用している他の会葬者と動線が重ならないようにする工夫が推奨されます。
- ・100℃を超える温度にさらされたウイルスは失活すること、その温度に達するまでは注意が必要であることについて、理解しておくようにします。
- ・火葬中、点検口を通した確認作業やデレッキ操作は、できる限り控えてください。
ある程度火葬が進行してから行う作業は問題ありません。
- ・燃焼室下部等に明らかに火葬前の遺体の体液等が付着している場合には、適切な消毒を行います。

（参考）厚生労働省：一類感染症により死亡した患者の御遺体の火葬の取扱いについて（平成 27 年 9 月 24 日通知）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000130189.pdf>

2-8. 拾骨

◆対応のポイント

- 濃厚接触者でない遺族等の方・火葬従事者等と濃厚接触者、そして濃厚接触者同士が可能な限り接触しないで拾骨できる場を、可能であれば設定できるように検討してください（遺族等の方が濃厚接触者である場合については、第1章の「● 遺族等の方が濃厚接触者である場合の対応について」を参照してください）。
- 人からの感染リスクへの対応：
遺族等の方、宗教者、会葬者、遺体等を取り扱う事業者が拾骨室に会する際、できる限り少人数とし、三密を避け、お互いにマスクを着用し、人との距離（可能な限り2m）を意識する等の一般的な感染対策を行うことが求められます。
なお、拾骨室に窓がない場合には、ドアを開放します。
- 遺骨から感染することはなく、拾骨時の遺骨に対する感染対策は必要ありません。

◆遺族等の方へ

- ・感染対策について共通の理解のもと拾骨が執り行えるように、会葬者は火葬場従事者の指示に従ってください。

◆火葬場従事者の方へ

- ・火葬後は、通常どおりの拾骨に関する業務を行います。
- ・100℃を超える温度にさらされたウイルスは失活することについて、遺族等の方に説明します。
- ・拾骨後、台車、ドアノブ、手すり、テーブル等については、定期的に清拭消毒を行います。

第3章 例外的な取扱い

本章では、通常は推奨されていない例外的な取扱いについて、やむを得ず対応する必要が生じた場合の手順等をまとめています。これらの取扱いは、感染対策の専門知識を有する者と相談しながら実施することを推奨します。

3-1. 非透過性納体袋の開封について

- ・遺体からの接触感染を避けるため、非透過性納体袋を開封しないことが原則ですが、遺品等を遺体から取り外す場合等、やむを得ず非透過性納体袋を開封することとなった場合には、感染対策の専門知識を有する者の立会いの下で行うことを推奨します。
- ・やむを得ず遺体に触れる際には、必ず手袋等を使用し、遺体に触れた手袋等で、不用意に物や人、自分自身を触らないよう十分注意する必要があります（遺体に触れた手袋等で非透過性納体袋のアウトターのチャックに触れた際は、清拭消毒します）。
- ・手袋等を外した後は石けんと流水による手洗いを行う等、手指衛生を徹底します。

（非透過性納体袋を開ける際の手順の例）

①手袋を装着します。

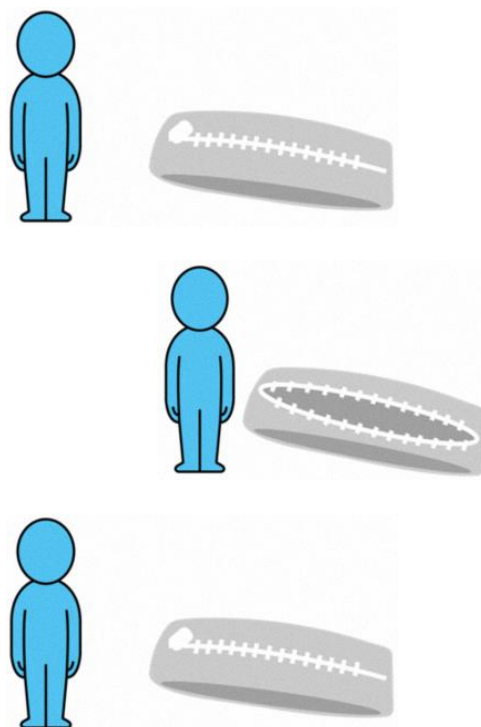
②チャックを開けます。

③非透過性納体袋の内側に触れないように気をつけながら、顔を拝見する等します。

④チャックを閉めます。

⑤念のため、非透過性納体袋の外側を清拭消毒します。

⑥手袋を外したら、石けんと流水による手洗いを行う等、手指衛生を徹底します。



(遺体に触れる際の手順の例)

白抜き数字 (●) : 1 人で行う場合

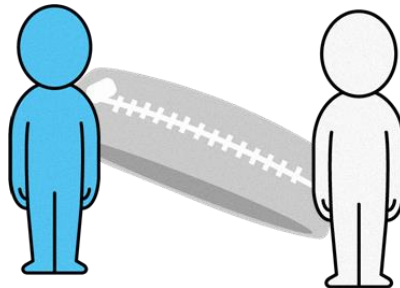
囲み数字 (○) : 2 人で行う場合 (もう 1 人は消毒役)

遺体に触れる方

消毒役

①①手袋を装着します。

②②チャックを開けます。



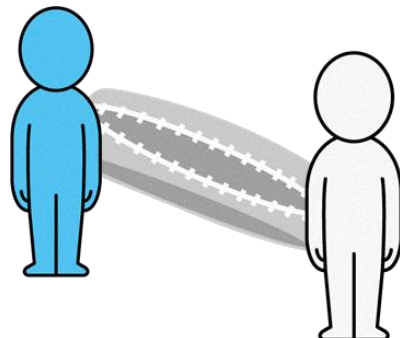
①手袋を装着します。

②チャックを開けます。

③②遺体に触れます。

④手袋を替えます。

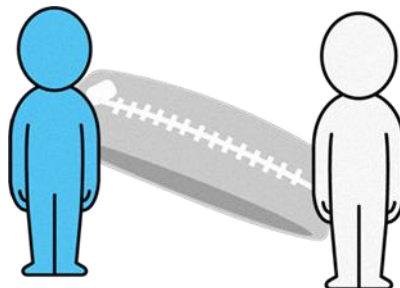
⑤③チャックを閉めます。



③チャックを閉めます。

⑥念のため、非透過性納
体袋の外側を清拭消毒
します。

⑦③手袋を外したら、
石けんと流水によ
る手洗いを行う等、
手指衛生を徹底します。



④念のため、非透過性納
体袋の外側を清拭消毒
します。

⑤手袋を外したら、石け
んと流水による手洗い
を行う等、手指衛生を
徹底します。

3-2. 非透過性納体袋が利用できない場合の対応

- ・基本的に非透過性納体袋を利用することを想定していますが、万一、利用できない状況が生じた場合は、搬送時等に体液等の漏出・飛散を考慮する必要があります。
- ・このような場合は、鼻、耳、口、膣、肛門等への詰め物や吸水性に優れた紙おむつの使用等により体液等の漏出を防止します。
- ・体液等の漏出・飛散の防止のために納棺し、棺の蓋等の隙間を埋めるため止水テープ等で目張りします。その場合は遺体からの接触感染を防止するため、蓋を開けることは行わないようにします。また、棺は木製であるため、隙間以外からの体液等の漏出の可能性がある場合には、速やかに火葬を行うことを推奨します。
- ・上記の作業時には適切な个人防护具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕を着用し、感染対策の専門知識を有する者が実施することを推奨します。

3-3. 体液等の飛散等が起こり得る特殊な場合においては、どのように感染対策をするべきか

- ・血液・体液・分泌物・排泄物等が顔に飛散するおそれのある特殊な状況では、適切な个人防护具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕は、下記参考資料で示されているように、カッパ等体を覆うことができ、破棄できるもので代替可能です。撥水性があることが望まれます。単回使用のものは適切に廃棄し、再利用するものは適切な消毒を行ってください。このような特殊な場合の対応については、事前に準備・相談しておいてください。

（参考）長袖ガウンの代替品 厚生労働省：サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド、の例外的取扱いについて（令和2年4月14日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622132.pdf>

- ・万一、遺体の体液等で汚染された場合等、消毒を行う必要が生じた場合には、消毒に用いる薬品は、0.05～0.5%（500～5,000ppm）次亜塩素酸ナトリウムで清拭*、又は30分間浸漬、アルコール（消毒用エタノール、70v/v%イソプロパノール）で清拭、又は30分間浸漬とし、消毒法は、消毒薬を十分に浸した布又はペーパータオル等で当該箇所を満遍なく拭く方法が望まれます。消毒薬の噴霧は不完全な消毒やウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、推奨しません。

また、可燃性のある消毒薬を使用する場合には火気のある場所で行わないようにしてください。

* 血液や体液等による明らかな汚染に対しては 0.5% (5,000ppm)、また明らかな汚染がない場合には 0.05% (500ppm) を用います。なお、血液等の汚染に対しては、ジクロロイソシアヌール酸ナトリウム顆粒も有効です。

- ・手指衛生は、感染防止策の基本であり、遺体に接触、あるいは消毒措置を講じた際には、手袋を外した後に流水・石けんによる手洗い（明らかな目に見える汚れがなければ擦式アルコール手指消毒薬も使用可）を実施する等、手指衛生を徹底してください。

非透過性納体袋の有無により分類した感染対策の整理

	非透過性納体袋がある場合	非透過性納体袋がない場合
基本的な対応	収容時、个人防护具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕を着用し実施します。 収容後、非透過性納体袋の外側を消毒します。 非透過性納体袋に入った状態であれば感染リスクは極めて低くなります。	鼻、耳、口、膣、肛門等への詰め物や紙おむつの使用により体液等の漏出を防止します。上記の作業時には適切な个人防护具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕を着用し実施します。
遺体に直接触れる際（推奨されません）	手袋を使用します。また、手袋を外した後は手指衛生を徹底してください。	
体液等が飛散するおそれのある場合	个人防护具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕を着用します。また、手袋等を外した後は手指衛生を徹底してください。	

※特に重症化のリスクのある方〔高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、COPD 等の呼吸器疾患）のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方等〕については、遺体へ直接接触することは避けることが推奨されます。

●質疑応答集（Q&A）

問 1 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体は、24 時間以内に火葬しなければならないのですか。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体は、24 時間以内に火葬することができるとされており、必須ではありません（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 30 条第 3 項、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条）*。

* 通常、24 時間以内の火葬は禁止されています（墓地、埋葬等に関する法律第 3 条）。

問 2 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺品の取扱いはどのようにすればよいですか。

新型コロナウイルスの残存期間は、現時点ではプラスチックやステンレス表面で 72 時間、その他の素材ではそれ以下と確認されています。また、新型以外のコロナウイルスの研究では、6～9 日を残存期間と報告しているものもあります。

以上を踏まえると、必要に応じて清拭消毒を行えば、遺品の取扱いは通常どおりに行って問題ありません。現時点では、一定期間（10 日間程度）保管することにより、消毒の代用とすることも可能と考えられています。

（参考）国立感染症研究所：新型コロナウイルス感染症に対する感染管理 環境整備
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>

問 3 消毒や感染性廃棄物の取扱いはどのようにすればよいですか。

生前に使用していた病室の高頻度接触部位等については、アルコール（エタノール又は 2-プロパノール）又は 0.05%次亜塩素酸ナトリウムによる清拭消毒を行います。PCR 検査結果が陰性であった濃厚接触者の接触物等に対しては、特別な対応は不要です。遺体から漏出した体液等の消毒については、「3-3. 体液等の飛散等が起こり得る特殊な場合においては、どのように感染対策をするべきか」等を参考に対応します。ディスプレイの個人防護具をはじめとした感染性廃棄物は、専用容器に密閉するか、プラスチック袋に二重に密閉したうえで外袋表面を清拭消毒して焼却処理します。

葬儀、火葬の場面における接触感染の対策として、会葬者の動線に当たる部分（手

がよく触れるドアノブ、スイッチ、手すり、エレベーターのボタン、テーブルやカウンター)、その他共用で使用するもの等については、消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で定期的に清拭消毒をすることが望まれます。葬儀、火葬の場面において使用したタオル、衣類、食器、箸・スプーン等は、通常の洗濯や洗浄で対策を行います。

(参考) 国立感染症研究所：新型コロナウイルス感染症に対する感染管理
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>

(参考) 厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A (関連業種の方へ)
2 集客施設を運営する方へ (飲食店、小売店など)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyoku.html

問 4 新型コロナウイルスの感染対策が求められている状況で、葬儀、火葬等を執り行う際に注意すべき点は何でしょうか。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の葬儀、火葬等に限らず、通常の葬儀、火葬等においても、遺族等の方、宗教者、会葬者、遺体等を取り扱う事業者が会することによって起こり得る接触感染及び飛沫感染が想定されます。これらは、一般的な感染対策でコントロールが可能であり、『葬儀業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」』等を参考にしながら対策を講じます。

問 5 新型コロナウイルス感染症により亡くなった方を土葬することはできますか。

新型コロナウイルス感染症においては、感染症法第 30 条 2 項に基づき、新型コロナウイルスの病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は火葬を原則とすることとされていますが、都道府県知事の許可がある場合は土葬を行うことができます。

WHO のガイダンスによると、感染症により亡くなられた方を火葬しなくてはならないということではなく、火葬するか否かに関しては、文化等の要因によるものとされています。遺体に触れる際の具体的な取扱いについては、「3-1. 非透過性納体袋の開封について」に従ってください。

問 6 遺体からの感染リスクが低いという根拠は何ですか。

新型コロナウイルス感染症は、感染者の咳やくしゃみ、つば等による飛沫感染や接触感染で感染すると一般的には考えられています。したがって、咳やくしゃみをしない遺体からの飛沫感染のリスクは低く、接触感染対策を講じることでコントロールが可能です。WHO のガイダンスにおいても、遺体の曝露から感染するという根拠は現時点（2020 年 3 月 24 日版）では低いとされています。

（参考）厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）
新型コロナウイルスについて
問 2 「新型コロナウイルス感染症にはどのように感染しますか。」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

問 7 遺体を動かしたときに、咳やくしゃみのように、肺の拡張・収縮により飛沫が発生しますか。また、飛沫感染の原因となり得ますか。

死後硬直で肺の拡張や収縮は起きないため、遺体を動かしても飛沫の発生はないと考えられます。

しかし、遺体を動かした際に体液が漏出する可能性はあり、それが飛沫となって飛び散る可能性はゼロではないものの、生きた感染者もしくは治療中、生存中の感染者と異なり持続的にウイルスを含む飛沫が体外に放出されることはなく、解剖のような特別の処置を行わない限りは遺体からの飛沫感染のリスクは低いと考えられます。

問 8 死後に細胞が死ぬことを考えると、死後にウイルス増殖が著しく減少することは明らかなことと思われませんが、遺体が接触感染以外に感染能力がないこと、もしくは死後感染力が著しく減少することの、科学的根拠はありますか。

これまでに通常の遺体の取扱いにおいて、遺体から新型コロナウイルスに感染した事例の報告はなく、遺体からの感染の可能性は低いと考えられます。

新型コロナウイルス感染症は呼吸器感染症であり、呼吸によりウイルスが患者体外に放出されます。遺体では、生命活動（呼吸、くしゃみや発語等）の停止に伴いウイルスの体外放出が止まり飛沫感染のリスクは極めて低くなります。一方で、体外に排出されたウイルスが環境中で一定期間感染性を保つことが報告されていることから（ウイルスは細胞の外では増殖できません）、死後にウイルスが増殖しなくとも患者

体内には感染力を保ったウイルスが一定期間存在していると考えられます。感染力を持ったウイルスは便等、呼吸器以外の体液にも存在することが報告されており、遺体（特に体液）からの接触感染のリスクに対する防御が必要です。接触感染は、ウイルス汚染部を触れた手指で目や鼻腔、口腔等の粘膜を触れることにより成立しますので、手袋を装着していたとしても汚染された手袋で人や周囲環境に触れる行為は感染の原因となります。よって、手袋装着時は、人や周囲環境に触れないように注意することと、手袋を外した後は手指衛生を徹底してください。

問 9 死亡前又は後の PCR 検査結果が陰性だった遺体の取扱いはどのようにすればよいですか。

医師が総合的に判断し感染性がないとした場合は、通常の遺体と同様に取扱っていただいてもかまいません。

●別添 1

情報共有シート（関係者記入用）

この情報共有シートは、医療機関、葬儀会館等、火葬場へと遺体移動していく中で、遺体と遺族等の方への対応に関する情報を共有することで、葬儀、火葬等を円滑に執り行っていくことを目的に作成しています。

各関係者は、下記の該当する項目についてあてはまるものを「○」で囲むか、該当事項を記入してください。次の過程の業務に従事している方のために、ご協力をお願いいたします（わかる範囲でご記入ください）。

（亡くなられた方）氏名：

性別：

生年月日：

死亡年月日：

関係者	申し送り事項
医療従事者	●エンゼルメイクの有無（ 有 ・ 無 ） ●非透過性納体袋 素材（ 透明 ・ 非透明 ） 顔が見えるようになっているか（ はい ・ いいえ ） ●非透過性納体袋（インナーを含む）の外側の消毒 ☐ ←実施したらチェック 使用薬剤（ アルコール ・ 次亜塩素酸ナトリウム ・ その他：薬剤名記入 ） 消毒方法（ 清拭 ・ その他：方法記入 ） ●遺族等の方の代表者（ ） 例：長男 遺族等の方の患者（遺体）との面会の実施状況（ 有 ・ 無 ） あれば特記事項 （ ） ●その他の留意事項 （ ） 例：棺の外側を消毒 （連絡先）施設名： 担当者： 電話番号：
遺体等を取り扱う事業者の方	●遺族等の方の代表者（ ） 例：長男 遺族等の方の遺体との面会の実施状況（ 有 ・ 無 ） あれば特記事項 （ ） ●その他の留意事項 （ ） （連絡先）事業者名： 担当者： 電話番号：

※記入欄は、必要に応じ、追加、修正等をしてください。

●別添 2

情報共有シート（遺族等記入用）

この情報共有シートは、ご遺族等の方から必要な情報を共有していただくことで、葬儀、火葬等を円滑に執り行っていくことを目的に作成しています。

ご遺族等の方は、下記の該当する項目についてあてはまるものを「○」で囲むか、該当事項を記入してください。葬儀、火葬等に関わる方々のために、ご協力をお願いいたします（わかる範囲でご記入ください）。

1 記入者のお名前：

ご関係：〔 父 ・ 母 ・ 子 ・ 配偶者 ・ 孫 ・ その他 （ ） 〕

2 葬儀、火葬等に立ち会われる予定の方に、濃厚接触者の方はいらっしゃいますか。

（ 有 ・ 無 ） 「有」とご回答の方 → 下記3の回答もお願いします。
「無」とご回答の方 → 質問は以上となります。

3 葬儀、火葬等に立ち会われる予定の方で、濃厚接触者の方全員のお名前（番号の横にご記入ください）と症状の有無、PCR 検査実施の有無とその結果をお教えてください。

- | | |
|---|--------------------------------|
| ① | 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未） |
| ② | 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未） |
| ③ | 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未） |
| ④ | 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未） |
| ⑤ | 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未） |
| ⑥ | 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未） |
| ⑦ | 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未） |
| ⑧ | 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未） |
| ⑨ | 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未） |
| ⑩ | 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未） |

上記以外に濃厚接触者の方がいらっしゃる場合やその他特記事項があれば、以下に記載をお願いします。

感染防止の観点から、濃厚接触者の方は発症のリスクがあることを踏まえて、特に症状のある場合については、対面での打合せや葬儀、火葬への参列をご遠慮いただき、オンライン等の手段を活用した参加等をお願いしてください。

●作成協力者

- ・ 国立感染症研究所（感染病理部、薬剤耐性研究センター第四室）
- ・ 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
- ・ 全日本葬祭業協同組合連合会
- ・ 東京都
- ・ 公益財団法人東京都公園協会
- ・ 公益社団法人日本医師会
- ・ 日本医師会総合政策研究機構
- ・ 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会
- ・ 公益社団法人日本看護協会

五十音順

（参考）

- ◆ 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」〔平成 25 年 6 月 26 日（平成 30 年 6 月 21 日一部改定）新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議〕における「X 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」の第 2 章の 4. の「(4) 搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止策に係る留意事項」(p.212)
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl_guideline.pdf
- ◆ 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（SARS や MARS の箇所参照）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000417412.pdf>
- ◆ Infection Prevention and Control for the safe management of a dead body in the context of COVID-19. WHO interim guidance. 24 March 2020
- ◆ CDC Web サイト Frequently Asked Questions における COVID-19 and Funerals
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/faq.html#COVID-19-and-Funerals>